

動物愛護管理法の制度見直しに関する要請

平成 2 2 年 1 2 月

社団法人 日本獣医師会

動物愛護管理法の制度見直しに関する要請

1 はじめに

前回、平成 17 年の動物愛護管理法の改正に際しては、環境大臣の定める「基本指針」に即し都道府県が獣医師会をはじめ関係団体等の協議の下で「動物愛護管理推進計画」を定め国と地方公共団体が一体となって動物愛護・福祉施策を計画的に推進するとする基本計画制度が創設されたことは画期的であり評価されて然るべきと考えます。

一方、これまで種々の規制の整備が図られてきたにもかかわらず、依然として動物福祉の概念に反した動物の生産、取り引き、飼育が横行し、加えて無責任な飼育者による安易な動物の引き取り依頼や飼育の放棄、更には動物虐待事例も散見される所々であります。我が国においては、まだ動物の「所有者責任原則」に即した動物の福祉に配慮した動物の適正な取り扱いが徹底されている事情にはありません。動物と人が互いの立場を尊重し、共に生きる（共存）する社会の構築を誘導すべく、各般の施策の推進とともに、広く国民の間に動物の福祉の増進の気風と愛護精神の高揚を図る必要があります。

2 動物愛護管理法の制度見直しに当たり新たな整備を必要とする事項

今回の動物愛護管理法の見直しに際しては、法の目的（国民の間の生命尊重・情操の涵養と動物の適正な取扱いによる人の生命・財産の侵害の防止）を達成する上において、動物の所有者及び動物取扱業の責務規定（いわゆる「所有者責任原則」）の一層の整備とその遵守を徹底させることにより、所有者責任原則に基づく日本型の動物福祉・愛護施策が広く国民的理解の下で推進・定着するよう、次の事項の実現を要請します。

(1) 「動物の所有者の責務」としての個体識別に関する事項（第7条）

ア 動物に対する所有の明示措置は、「所有者責任原則」担保の基本となるものです。家庭動物の殺処分数の削減、また、生産・流通・飼育履歴に関してのトレーサビリティを確保する上においても動物の個体識別の措置と登録・管理。更に登録データによる所有者の照会・確認から譲渡の適正化に至る一連のシステムの整備を行う必要がある。

イ 動物の個体識別の措置は、①確実に識別でき、また、データの管理が容易であること。②標識を容易に脱落・取り外すことができず、かつ、動物の一生涯に渡る永続性が求められるところから、個体識別器具として国際標準化されているマイクロチップ（以下「MC」という。）によるべき旨に統一する必要がある（既に、①動物愛護管理法の規定により特定動物（危険動物）、②外来生物被害防止法の規定により特定外来生物、③犬等の輸出入検疫規則の規定により輸出入される犬・猫については、MCによる個体識別が義務化されている。）。

ウ 一方、現在、一般飼育者が飼育する犬・猫などの家庭動物については、動物愛護公益3団体と日本獣医師会が共同で動物ID普及推進会議を立ち上げ、①飼育者の求めに応じMCの埋め込みと個体データの登録管理、②逸走動物等の保護者又は行政機関からの個体情報照会に至る一連の個体情報登録管理・照会対応事業を実施してきているところである。

今後、動物に対する個体識別の措置を「動物の所有者の義務」として規定し、①犬・猫などの家庭動物を含め個体識別措置についてはMCによる識別方法に統一した上で、②地方公共団体による第35条の規定に基づく引き取り動物及び第36条の規定に基づく負傷・死亡収容動物に対する個体情報の読みとり確認、譲渡する際のMCの埋め込み、不妊・去勢手術の業務をルーチン化するとともに、③個体識別情報の登録・管理、及び個体識別情報を活用しての飼育者照会や適正譲渡に応えるシステムの一層の整備を図る必要がある。

エ なお、併せて狂犬病予防法に基づく犬の登録制度における登録犬の個体識別のための犬鑑札の装着については、MC埋め込みによる個体識別の方法に改め

ることにより、動物愛護管理法に基づく所有明示措置と狂犬病予防法に基づく登録識別措置とを統合し登録データの効果的管理とともに、犬飼育者の負担の軽減に資する必要がある。

(2) 動物取扱業の規制に関する事項（第10条から第24条）

ア 動物の取り引きに当たっては、①動物の引き渡し時における購入者に対する販売者責任の発揮（購入者に対する所要事項の説明と購入者の所有者責任履行の意志確認）、②動物の取り違えや購入者からのクレームの対処、③長時間輸送、終日展示等による動物のストレス回避の観点から「対面販売の原則」を適用するとともに、各種動物の生理的特性を踏まえた展示許容時間や販売時間帯の規制を導入すること。

イ 幼齢動物の販売規制のあり方の検討に当たっては、欧米基準を一律に適用することではなく、各種動物の社会化適応必要期間と母動物からの移行抗体獲得必要期間についての科学的知見をもとに判断するとともに、特に社会化適応期間については、生産者（ブリーダー）、販売業者、そして最終飼育者それぞれの果たすべき役割・責務を念頭に現実的対処を検討すること。

ウ 動物の生産者（ブリーダー）、販売業者における飼育・販売対象動物の衛生管理状況を含む、生産・販売履歴の作成、保管、購入者に対する開示の徹底を求め、トレーサビリティの確保を図ること。

なお、生産者（ブリーダー）における飼育動物の衛生管理対策の向上に資するため、繁殖供用動物の年齢、年間供用回数、特定遺伝性疾患排除のための繁殖供用制限規定導入を検討すること。

エ 動物取扱業者単位で選任する動物取扱責任者に課される研修については、その受講の要件を緩和し獣医師については対象から除外すること。

(3) 地方公共団体の保護・引き取り犬及び猫の譲渡の推進等に関する事項（第35条から第37条）

保護・引き取り動物の殺処分処置を減少させるため、地方公共団体の行政機関から直接地域住民に対する個人譲渡に加え、いわゆる民間保護団体への一括団体譲渡と当該団体からの広域的個人譲渡を推進させるため、民間保護団体の育成・強化と適正な保護預り及び譲渡機能の整備を推進すること。

なお、譲渡対象動物については、不妊・去勢手術とMC個体識別による登録の義務化を図ること。

(4) 地方公共団体の動物の愛護・適正管理施策の推進機能の強化等に関する事項 (第34条から第39条)

ア 地方公共団体の動物愛護担当部局における獣医師専門職による「動物愛護担当職員」の配置と動物愛護管理センター等の施設・設備等の機能を強化することにより、動物取扱業等の関係業態に対する監視・指導及び動物飼育者に対する「所有者責任原則」の普及・啓発体制の整備を推進すること。

イ 地方公共団体における動物愛護推進員の委嘱と動物愛護推進協議会の組織化を推進するとともに、国、地方自治体及び動物愛護推進協議会による動物愛護国民運動の展開により普及・啓発活動を発展・整備すること。

(5) 動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する事項 (第41条)

ア 第41条の見直しに当たっては、実験動物取扱施設における動物取り扱い状況等の情報開示による透明性の確保を一層進展させるとともに、規制の強化が我が国科学技術研究の持続的発展の基盤に支障をきたすことのないよう現実的な対応を検討すること。

イ 前記の観点に立ち、①実験動物取扱施設における取扱責任者をはじめ関係者に対する日頃の実験動物の適正な取扱いに関する教育・訓練の義務化、②実験動物取扱施設について「実験動物取扱指針」に基づく適正管理状況の外部評価の実施、③実験動物取扱施設における獣医師専門職技術者の配置を推進させること。